

令和5年8月1日

大阪府住宅供給公社

事後審査型条件付き一般競争入札（電子入札）における審査方法の変更について

公社の電子入札システムでは、開札時に、落札候補者を決定し、落札候補者順位1位の参加者から事後審査を行い、入札参加資格を満たすと認められると落札者に決定します。入札参加資格が認められない場合は、落札候補者順位2位から順次、事後審査を行い、落札者を決定しています。

現在、落札候補者には、開札日の翌日の17時までに審査書類を持参いただき審査する方法を実施しておりますが、このたび審査事務を下記のとおり変更します。

記

1. 事後審査を「書類審査」と「面談審査」とする。

- ① 「書類審査」・・・落札候補者へ電話連絡案内後、速やかに審査書類の送付※を依頼
※送付方法・・・基本Eメールで書類（PDF形式等）を貼付のうえ送付。
- ② 「面談審査」・・・書類審査合格後、開札日の翌日の17時までに審査書類の原本を持参のうえ面談審査を実施。

事後審査の結果、承認されれば正式に落札者となり、後日契約関係書類をEメールにて送付いたします。

以上